

ICT活用工事における適用工種の拡大について

国土交通省が推進するi-Constructionの3つの「トップランナー施策」のひとつである「ICTの全面的な活用」について、「ICT土工」、「ICT舗装工」及び「ICT河川浚渫」を試行しているところです。

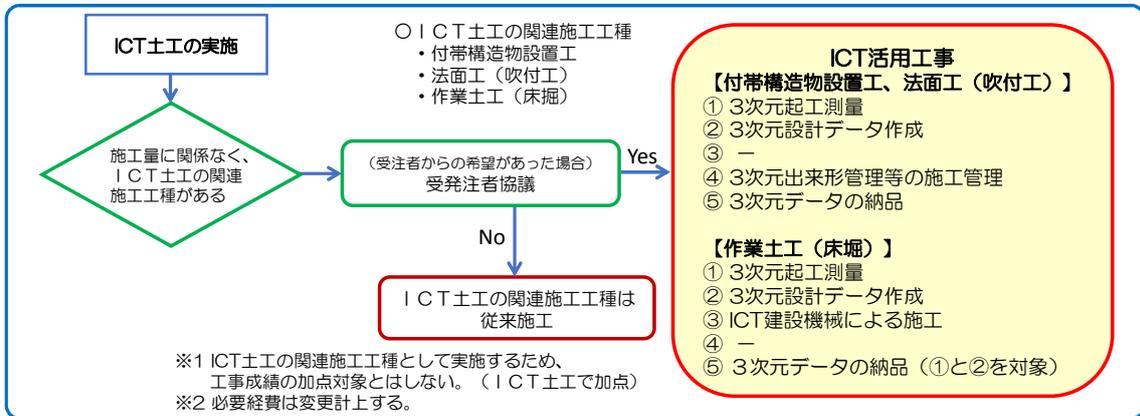
令和2年度から、適用工種の拡大として、「ICT付帯構造物設置工」、「ICT法面工（吹付工）」、「ICT作業土工（床掘）」及び「ICT地盤改良工（浅層・中層混合処理）」の試行を開始します。

また、更なるICT施工の普及・促進を図るため、「簡易型ICT活用工事」を新たに導入します。

1 適用工種の拡大について

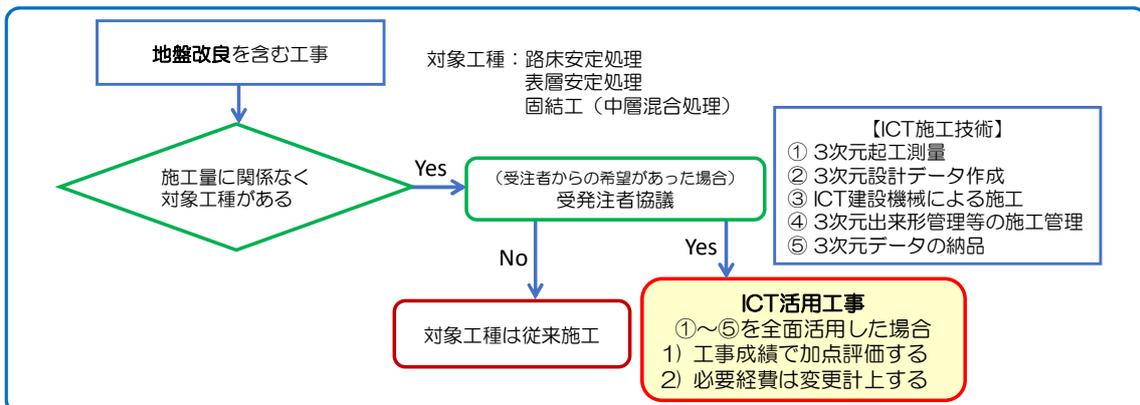
(1) ICT付帯構造物設置工、ICT法面工（吹付工）^{※1}及びICT作業土工（床掘）^{※2}の試行^{※3}について

ICT土工を実施する工事において、これまで対象としていなかった、ICT付帯構造物設置工、ICT法面工（吹付工）及びICT作業土工（床掘）を新たに試行します。



(2) ICT地盤改良工（浅層・中層混合処理）^{※4}の試行について

地盤改良工のうち、安定処理工及び固結工（中層混合処理）にICT技術を活用したICT地盤改良工を新たに試行します。



2 「簡易型ICT活用工事」の導入について

これまで、ICT土工においては、3次元起工測量から3次元データの納品に至る、全ての段階で3次元データの活用を必須としていましたが、地域企業への更なるICT施工の普及・促進を図るため、一部の段階で3次元データの活用を選択可能とした「簡易型ICT活用工事」を導入します。

【ICT活用工事(従前からの運用)】

① 3次元起工測量

② 3次元設計データ作成

③ ICT建設機械による施工

④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

※上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用した場合、ICT土工としている。
工事成績で加点評価し、必要経費は設計変更の対象とする。

【簡易型ICT活用工事(新たに導入)】

① 3次元起工測量

② 3次元設計データ作成

③ ICT建設機械による施工

④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

※上記②、④及び⑤のICT施工技術の活用を必須とし、①及び③については受注者の希望により実施を選択できる。
工事成績で加点評価し、各段階の必要経費は設計変更の対象とする。

必須科目

選択可能な項目

3 施行年月日

入札公告が令和2年10月15日以降の工事に適用します。

ただし、ICT付帯構造物設置工、ICT法面工(吹付工)及びICT作業土工(床掘)につきましては、ICT土工が適用協議済みであれば、発注者と受注者の協議のうえ、入札公告が令和2年10月15日以前の工事にも適用できます。

4 ICT活用工事試行要領 及び 基準類

千葉県ホームページに掲載 (<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/index-gijutu-jouhou.html>)

5 これまでの経緯

平成29年4月 千葉県県土整備部ICT活用工事(土工)試行開始

平成30年4月 千葉県県土整備部ICT活用工事(舗装工)試行開始

平成31年4月 千葉県県土整備部ICT活用工事(河川浚渫)試行開始

※1・・・ICT付帯構造物設置工とは、ICT土工に伴い施工するコンクリートブロック工、側溝工等が対象です。

※2・・・ICT法面工(吹付工)とは、ICT土工に伴い施工する植生工及び吹付工が対象です。

※3・・・ICT作業土工(床掘)とは、ICT土工に伴い施工する構造物築造等に必要土砂等を掘り下げる工事です。

※4・・・ICT地盤改良工(浅層・中層混合処理)とは、概ね深さ13mまでの現地盤とセメント等との混合作業のことです。